

番 号	H21-3
都市計画区域	三沢都市計画区域
都市計画の案の名称	三沢都市計画道路（3・3・1号大町木崎野線ほか5路線）の変更
都市計画の変更理由	本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。
説 明 会	日時：平成21年12月18日（金） 1回目：午後1時30分～ 2回目：午後6時30分～ 場所：三沢市公会堂 3階 8・9集会室（三沢市桜町一丁目） ※詳細は、「広報みさわ」（12月号）折り込みチラシをご覧ください。
公 聴 会	公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための原案の閲覧	期間：平成22年1月5日（火）から平成22年1月18日（月）まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁 東棟6階） 三沢市建設部都市整備課 （三沢市桜町1-1-38 三沢市役所 本館3階）
案の縦覧	期間：平成22年2月4日（木）から平成22年2月17日（水）まで 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁東棟6階） 三沢市建設部都市整備課 （三沢市桜町1-1-38 三沢市役所 本館3階） ※意見書を提出する場合は次頁の様式を参考にして下さい。
市町村への意見聴取	平成22年3月5日（金）
青森県都市計画審議会への付議	日時：平成22年3月25日（木） 場所：青森県庁西棟8階大会議室
決定告示	平成22年4月19日（月） 青森県告示第三百一号
関係図書の縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁東棟6階） 三沢市建設部都市整備課 （三沢市桜町1-1-38 三沢市役所 本館3階）

番 号	H21-2
都市計画区域	弘前広域都市計画区域
都市計画の 案の名称	弘前広域都市計画区域区分の変更
都市計画の 変更理由	将来的に市街化が見込めない地区について、本案のとおり市街化区域及び市街化調整区域の変更を行うものである。
説 明 会	日時：平成 21 年 7 月 28 日（火） 午後 6 時 30 分 ～ 場所：弘前市役所 2F 大会議室（弘前市大字上白銀町 1-1） ※詳細は、「広報ひろさき」（7 月 15 日号）をご覧ください。
公 聴 会	（開催予定はありません）
公聴会のための 原案の閲覧	—
案の縦覧	期間：平成 21 年 9 月 25 日（金）から 平成 21 年 10 月 8 日（木）まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁東棟 6 階） 弘前市都市整備部都市計画課 （弘前市大字上白銀町 1-1 弘前市役所 5 階）
市町村への 意見聴取	平成 21 年 10 月 20 日（火）
青森県都市計画 審議会への付議	日時：平成 21 年 10 月 26 日（月） 13:30 ～ 場所：青森県庁西棟 8 階大会議室
決定告示	平成 21 年 12 月 18 日（金） 青森県告示第八百三号
関係図書の 縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島 1-1-1 青森県庁東棟 6 階） 弘前市都市整備部都市計画課 （弘前市大字上白銀町 1-1 弘前市役所 5 階）

番 号	H21-1
都市計画区域	むつ都市計画区域
都市計画の 案の名称	むつ都市計画道路（3・4・5号柳町桜木町線）の変更
都市計画の 変更理由	(別紙参照)
説 明 会	日時：平成21年 4月28日(火) 午後6時30分～ 場所：下北文化会館 2F 視聴覚室（むつ市金谷一丁目） 参加者：7名
公 聴 会	公述の申出が無かったため、開催中止となりました。
公聴会のための 原案の閲覧	期間：平成21年4月30日(木) から平成21年5月15日(金) まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁東棟6階） むつ市建設部都市計画課 （むつ市金谷1-1-1 むつ市役所南庁舎1階）
案の縦覧	期間：平成21年6月25日(木) から平成21年7月8日(水) まで 縦覧時間：午前8時30分 から 午後5時00分 まで 場所：青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁東棟6階） むつ市建設部都市計画課 （むつ市金谷1-1-1 むつ市役所南庁舎1階）
市町村への 意見聴取	平成21年 7月10日(金)
青森県都市計画 審議会への付議	日時：平成21年 7月27日(月) 13:30～ 場所：青森県庁西棟8階大会議室
決定告示	平成21年 8月31日(月) 青森県告示第五百六十七号
関係図書の 縦覧場所	青森県県土整備部都市計画課 （青森市長島1-1-1 青森県庁東棟6階） むつ市建設部都市計画課 （むつ市金谷1-1-1 むつ市役所南庁舎1階）

都市計画道路の変更理由

○ 3・4・5号柳町桜木町線

3・4・5号柳町桜木町線は、むつ市柳町三丁目を起点とし、むつ市の北部を東西に貫き、むつ市桜木町に至る幹線道路である。

このうち、3・4・2号港町小平館線から3・5・11号大湊浜町八森線までの約6,500mと終点付近の一部約1,220mについては、既に整備を終えており、残りの3,400mの未整備区間についても整備を行うこととしている。

本路線は、昭和50年に都市計画決定しているが、その際に行った縦断勾配の検討においては、当該区間が丘陵部に位置していることから、経済性も考慮して最急縦断勾配を道路構造令の規定の上限である6%と設定していた。

しかしながら、平成2年6月の「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律」の施行により、スパイクタイヤの使用が規制されたことから、青森県では凍結路面のスリップ事故防止等冬期間の安全性を考慮し、新規整備路線については、最急縦断勾配を4%以下に設定することとしている。

今回、平成20年度に大湊第Ⅱバイパス整備にあたり詳細な測量調査を行い、道路計画の再検討を行った結果、1,340mの区間について平面線形及び縦断線形を変更することにより、最急縦断勾配を4%に押さえることが可能となるとともに、平面線形についても改善が図られるなど、冬期間の走行性の向上と安全性の向上が図られることから別添図書のとおり都市計画変更するものである。